

令和7年度第2回大和市青少年問題協議会次第

日 時：令和7年9月30日（火）13：00～

場 所：大和市役所 5階 研修室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 第53回大和市青少年健全育成大会について

【資料1】 第53回大和市青少年健全育成大会開催要項・大会次第

(2) 令和7年度大和市青少年健全育成大会被表彰候補者の選考について

【資料2-1】 令和7年度大和市青少年健全育成大会被表彰候補者概要

【資料2-2】 令和7年度大和市青少年育成活動推進者被表彰候補者名簿 ※

【資料2-3】 令和7年度大和市青少年善行ほう賞被表彰候補者名簿 ※

【資料2-4】 令和7年度大和市青少年健全育成作文について

【資料2-5】 令和7年度「明るくたくましく」掲載者名簿 ※

(3) その他

【資料3-1】 青少年相談室令和7年度4月～8月事業実施状況

【資料3-2】 刑法犯認知状況及び少年非行の概況等（令和7年8月末、暫定値）

4 閉 会

※資料2-2、資料2-3、資料2-5につきましては、個人情報保護のため、会議終了後に回収させていただきます。

第 5 3 回大和市青少年健全育成大会開催要項（案）

趣 旨

近年、我が国ではグローバル化や情報化の進展等により、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。また、青少年に関する諸問題や犯罪は、依然として深刻な状況が続いています。青少年がこのような環境の変化に適応しながらたくましく育つことを支援し、また、非行やいじめの問題、児童虐待など子どもが被害者となる事態を回避すべく青少年を見守ることは、親や大人の大きな役割であり、社会の重要な課題でもあります。そのため、国は毎年 11 月を「秋のこどもまんなか月間」とし、青少年育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施しています。

本市は「明るくたくましい青少年が育つ都市」の都市宣言を行い、家庭・学校・地域社会がそれぞれの立場において青少年の健全育成に努力を重ねて参りました。しかしながら、青少年を取りまく環境は、国と同様まだまだ十分な状況にあるとは言えません。

そこで、「秋のこどもまんなか月間」に合わせ、市民を主体とした多様な青少年育成活動の推進を喚起するとともに、市民総ぐるみの運動として効果的な推進を図ることを目的として、本大会を開催します。

主 催	大和市青少年問題協議会 大和市・大和市教育委員会	
後 援	大和市社会教育委員会議 大和市社会福祉協議会 大和市立小学校校長会 大和市立中学校校長会 大和市 P T A 連絡協議会 大和市自治会連絡協議会 大和・綾瀬保護司会 大和市民生委員児童委員協議会 大和市青少年指導員連絡協議会 大和市青少年相談員連絡協議会 大和市子ども会連絡協議会 大和市母親クラブ連絡協議会 一般社団法人大和青年会議所	(順不同)

日 時 令和 7 年 11 月 22 日（土）
14:00 ～ 15:30（13:30 開場）

会 場 大和市保健福祉センター ホール

参加者 市内青少年健全育成関係者等

内 容 大会次第のとおり

大 会 次 第

13:30 開 場

14:00 開 会

主催者挨拶 会長 大和市長

来賓挨拶

来賓紹介

主催者紹介

表 彰 青少年善行者
青少年育成活動推進者
青少年健全育成作文集
「明るくたくましく」掲載者

発 表 青少年健全育成作文集
「明るくたくましく」掲載者の
代表による作文の朗読
(小・中学生、高校生)

こども体験事業発表会

終わりの言葉 大和市教育委員会教育長

閉 会

令和7年度大和市青少年健全育成大会被表彰候補者概要

市では、毎年11月に開催している大和市青少年健全育成大会において、「大和市青少年育成活動推進者表彰要領」及び「大和市青少年善行ほう賞要領」に基づき、青少年健全育成を目的に地域などで積極的な活動を続けている者や、善い行いをした青少年を表彰している。

被表彰者の選定にあたっては、青少年関係団体等の長及び自治会長などが大和市青少年問題協議会の会長に推薦することとしており、決定に関しては、本選考委員会により審査を行い、協議会の審議を経て決定することとしている。

このことから、選考委員会において、今年度の各団体からの被推薦者について審査をいただくものである。

【令和7年度 青少年育成活動推進者 被表彰候補者】

- ・表彰の対象：地域などで青少年活動に携わり、その功績が顕著であり、かつ、活動期間が通算して概ね5年以上である者
- ・推薦者：市内小・中学校長及び高等学校長、自治会長、青少年関係団体の長

推薦団体	推薦者数	備考
市立小学校	0名	前年度：0名
市立中学校	0名	前年度：0名
自治会	4名	前年度：3名
家庭・地域教育活性化会議	0名	前年度：0名
青少年指導員連絡協議会	10名	前年度：3名
青少年相談員連絡協議会	0名	前年度：1名
子ども会連絡協議会	0名	前年度：0名
母親クラブ連絡協議会	0名	前年度：1名
ボーイスカウト大和	0名	前年度：0名
大和少年補導員連絡会	2名	前年度：2名
合計	16名	前年度：10名

【令和7年度 青少年善行ほう賞 被表彰候補者】

- ・表彰の対象：地域や隣人、友人等に対し善い行いや各奉仕活動などを行った市内在住又は在学・在勤している20歳未満の個人又は団体

推薦者：市内小・中学校長及び高等学校長、自治会長、青少年関係団体の長推薦団体	推薦者数		備考
	個人	団体	
市立小・中学校	2名	0団体	前年度：2名(個人) 0団体
自治会	0名	1団体	前年度：2名(個人) 0団体
民生委員児童委員協議会	0名	0団体	前年度：1名(個人) 0団体
合計	2名	1団体	前年度：5名(個人) 0団体

令和7年度 大和市青少年育成活動推進者 被表彰候補者名簿

資料2-2

大和市青少年育成活動推進者表彰要領

(表彰の対象)

第2条 表彰は、生業のかたわら青少年育成活動に携わり、その功績が顕著な者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 青少年団体又は青少年育成団体の指導・育成強化に尽力し、その功績が顕著なもの
- (2) 青少年の非行防止活動に尽力し、その功績が顕著なもの
- (3) 青少年の文化・レクリエーション活動の推進に尽力し、その功績が顕著なもの
- (4) 社会環境浄化活動に尽力し、その功績が顕著なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成、非行防止に関し、多大の功績があったもの
- (6) その他、表彰に値すると協議会が認めたもの

(敬称略)

NO	氏名	業績の概要	推薦者	表彰要領	決定区分
1	くにかた 公子 氏名	長年に渡り登下校時に自宅の前にて子ども達を見守り、挨拶や声掛けを行うほか、帰宅後の子ども達の遊びの場所として、毎日自宅の庭を開放しており、月一回のけん玉教室や、夏は水遊び、冬は雪合戦等を行う様子を見守るなど、子ども達の居場所づくりを自主的に行い、地域の子も達が笑顔で集う大切な場所となっている。このことは青少年の健全育成に多大な功績があるものと認められる。	南林間自治会連合会 会長 森園 廣子	(5)	
2	にのみや 良一 氏名	平成27年より10年間、柳橋小学校の前の横断歩道において児童の登校時に、一人で自発的に見守り活動を開始し、挨拶や声かけ、誘導、交通整理を行っている。また、下校時にも通学路に立ち、見守りや声かけを行っている。さらに放課後の学習支援にも関わり、子どもたちの安心・安全な生活と健全な育成に大きく貢献している。	中央7丁目自治会 会長 渡邊 茂一	(2)	
3	とだか 祐子 氏名	自治会の子どもたち向けのイベント(夏祭り子供ブース・夏休み子どもラジオ体操・歓送迎会・草柳ハロウィン祭り等)の企画・運営の中心的存在で、地域における青少年のレクリエーション活動の推進に貢献。自治会『ジュニア部』のスタッフとして地域の子どもたちの繋がりに期待できる人材である。	草柳自治会 会長 高橋 忠広	(3)	
4	やながわ 悦子 氏名	当自治会の活性化策の一環として、地域の子どもたちを地域で育て見守るため、『ジュニア部』を設立時斬新なアイデアを提案され、若手役員をリードし、『ジュニア部』の定着に貢献した。あわせて登下校時見守り隊のリーダーとして、重要な役割を果たしつつ民生委員児童委員として地域活動を行う姿は他の模範となっている。	草柳自治会 会長 高橋 忠広	(3)	
5	いとう 順一 氏名	平成28年4月1日～令和2年3月31日 令和6年4月1日～現在 大和市青少年指導員として活動	大和市青少年指導員連絡協議会 会長 黒田 則子	(1)	
6	かねこ 守邦 氏名	令和2年4月1日～現在 大和市青少年指導員として活動	大和市青少年指導員連絡協議会 会長 黒田 則子	(1)	

令和7年度 大和市青少年育成活動推進者 被表彰候補者名簿

NO	氏名	業績の概要	推薦者	表彰要領	決定区分
7	ぐんじ まさし 軍司 正志	令和2年4月1日～現在 大和市青少年指導員として活動	大和市青少年指導員連絡協議会 会長 黒田 則子	(1)	
8	さわだ あさこ 澤田 亜紗子	令和2年4月1日～現在 大和市青少年指導員として活動	大和市青少年指導員連絡協議会 会長 黒田 則子	(1)	
9	しおざわ ひろし 塩澤 博	令和2年4月1日～現在 大和市青少年指導員として活動	大和市青少年指導員連絡協議会 会長 黒田 則子	(1)	
10	たかはし まさと 高橋 直人	令和2年4月1日～現在 大和市青少年指導員として活動	大和市青少年指導員連絡協議会 会長 黒田 則子	(1)	
11	とつぎ よしじ 戸次 義二	令和2年4月1日～現在 大和市青少年指導員として活動	大和市青少年指導員連絡協議会 会長 黒田 則子	(1)	
12	ならい ともこ 奈良井 智子	令和2年4月1日～現在 大和市青少年指導員として活動	大和市青少年指導員連絡協議会 会長 黒田 則子	(1)	
13	にしわき こうえつ 西脇 光越	令和2年4月1日～現在 大和市青少年指導員として活動	大和市青少年指導員連絡協議会 会長 黒田 則子	(1)	
14	はらだ みか 原田 美佳	令和2年4月1日～現在 大和市青少年指導員として活動	大和市青少年指導員連絡協議会 会長 黒田 則子	(1)	
15	ふち ようこ 福地 洋子	少年補導員として、街頭での少年への補導活動や環境浄化活動、新入学児童に手作りのミニランドセルを配付する誘拐防止の防犯教室や紙芝居形式の万引き防止教室等において、積極的に活動し、少年の非行防止、健全育成に大いに貢献している。	大和少年補導員連絡会 会長 山本 よし子	(2)	
16	ふせ のぞみ 布施 望	少年補導員として、街頭での少年への補導活動や環境浄化活動、新入学児童に手作りのミニランドセルを配付する誘拐防止の防犯教室や紙芝居形式の万引き防止教室等において、積極的に活動し、少年の非行防止、健全育成に大いに貢献している。	大和少年補導員連絡会 会長 山本 よし子	(2)	

令和7年度 大和市青少年善行ほう賞 被表彰候補者名簿

資料2-3

大和市青少年善行ほう賞要領
 (ほう賞の対象)
 第2条 ほう賞は、大和市内に在住又は在学・在勤している20歳未満の青少年で、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行う。
 (1)隣人、友人など特定の人に対する援助に尽くしたもの
 (2)社会福祉施設又は社会的弱者に対する慰問激励、各種奉仕活動やこれらの者に対する金品の寄付その他により社会福祉に尽くしたもの
 (3)子ども会の指導、年少者の教育、非行少年の善導などに尽くしたもの
 (4)人命の救助救急看護など顕著な功績があったもの
 (5)家庭又は親族間における徳行、勤儉力行などで顕著な功績があったもの
 (6)清掃美化その他環境衛生の保持改善に継続的に尽くしたもの
 (7)交通整理、水難防止その他事故防止に継続的に尽くしたもの
 (8)芸術、文化、スポーツの振興に貢献したもの

(敬称略)

NO	しめい・だんたいめい 氏名・団体名	良い行いの内容	推薦者	表彰 要領	決定 区分
1	わたなべ 渡辺 ペドロ	令和7年7月10日朝8時15分頃、登校中に大野原小学校の児童が顔面蒼白、胸が痛くなり、道の途中でしゃがみこんでしまった。目の前のお宅の方が学校に連絡し、教員が現場に急行した。その間、通りかかった本生徒が声をかけたり、通りかかった看護師の方がサチュレーションなどで体調をみた。本生徒は「顔色の悪い小学生が心配で通り過ぎるなんてできなかった」と言っていた。自分より年下の小学生に対しての思いやりが素晴らしく推薦する。	大和中学校 校長 高井 文子	(4)	
2	なかむら とき 中村 都樹	令和7年7月10日朝8時15分頃、登校班で登校中に大野原小学校の児童が顔面蒼白、胸が痛くなり、道の途中でしゃがみこんでしまった。目の前のお宅の方が学校に連絡し、教員が現場に急行した。通りかかった大和中学校の生徒が声をかけたり、通りかかった看護師の方がサチュレーションや体温計で体調をみてくださったりした。教員が迎えに来るまでそのお宅で休ませていただいた。その間、同班長の本児は他の班員を先に行かせ、お世話になった方々にお礼を伝え、ずっと児童に付き添い、励まし続けた。学校の教員と父親が迎えに来て、9時ごろ児童は父親と無事帰宅することが出来た。本児は遅刻してしまったが、自分のことよりも他の人を思う優しさを行動に表すことができ、善行ほう賞に相応しいと推薦する。	大野原小学校 校長 塚本 潤子	(4)	
3	かながわけんりつ 神奈川県立 やまとみなみこうとうがっこう 大和南高等学校 せいとくかい 生徒会	宮久保凧あげ同好会が、次世代への伝承と絆を深めるために活動しているなか、平成26年、同校の一先生との出会いがあり、「生徒たちに根付いた文化を学ばせたい」とのことから交流が始まる。現在では、当自治会が主催するふれあい事業と同校生徒会の文化祭(凧づくり体験会)と相互協力が継承されており、当自治会が目指す『つながりと思い出づくり』に貢献している。	宮久保自治会 会長 仲戸川 満男	(8)	

令和 7 年度大和市青少年健全育成作文について

例年、夏休み期間を活用し、市内の各学校を通じ、小学 5 年生、中学 2 年生及び高校 2 年生を対象に、青少年健全育成に関する作文を募集しています。

各学校では、応募された作文の中から学校代表として各 1 名を推薦していただき、該当の児童生徒の作文は作文集「明るくたくましく」として編集し、大会関係者並びに青少年育成関係者及び各学校へ配付します。

また、11月に開催される「大和市青少年健全育成大会」において、該当の児童生徒の表彰を実施します。なお、児童生徒が作文を記した際の想いや意図を尊重するため、原稿は直筆原文のまま掲載しています。

応募総数 2, 866 件

(小学生の部 1, 811 件、中学生の部 821 件、高校生の部 234 件)

【作文応募者数の推移】

項目	令和7年度	令和6年度	前年度比	参考(令和5年度)
小学生の部	1, 811	1, 884	△73	1, 551
中学生の部	821	866	△45	668
高校生の部	234	261	△27	191
合計	2, 866	3, 011	△145	2, 410

令和7年度 「明るくたくましく」掲載者 名簿

＜表彰対象＞

【小学生の部】

NO	学校名	氏名	カナ	題名
1	北大和	諸田 旺祐	モロタ オウスケ	僕の将来の夢
2	林間	中村 心杏	ナカムラ リア	がん検診の大切さ
3	大和	賢見 きい	ケンミ キイ	私の大きな目標
4	草柳	脇田 りん	ワキタ リン	私の響き
5	深見	松浪 江矢	マツナミ コウヤ	イタリアとわたしの市
6	桜丘	山澤 拓実	ヤマサワ タクミ	夏休みでできた体験
7	渋谷	張ヶ谷 壘	ハリガヤ ルイ	未来の登下校
8	西鶴間	水沼 翔	ミズヌマ カケル	「変化する役わり」
9	緑野	木下 晴	キノシタ ハル	大和市における自然保護の為の緑地創りの願い
10	上和田	櫻井 結雅	サクライ ユウガ	「家族のがんばり」
11	柳橋	陶山 晴翔	スヤマ ハルト	わたしの家族
12	南林間	沼田 倭良	ヌマタ コウリョウ	介護福祉士
13	福田	竹内 心栳	タケウチ コノカ	私の友達
14	大野原	町田 綾乃	マチダ アヤノ	大和市の自然
15	下福田	飯田 桜人	イイダ オト	ぼくの家での役割
16	大和東	小原 颯大	オバラ ソウタ	はじめまして、大ばば。
17	文ヶ岡	猿田 惇人	サルタ アツト	世界中の国の人のために
18	中央林間	塚本 彩巴	ツカモト イロハ	地域をつなぐ声
19	引地台	舘 縁	タテ エニシ	外国人差別
20	聖セシリア	深野 虹衣	フカノ ココロ	障害者用駐車場の三角コーン

【中学生の部】

NO	学校名	氏名	カナ	題名
1	大和	大嶋 一花	オオシマ イチカ	朝のおまじない
2	光丘	初谷 真優菜	ハツヤ マユナ	私の夢
3	渋谷	渋谷 咲姫	シブヤ サキ	平和を手に入れるために
4	つきみ野	中村 奏斗	ナカムラ カナト	環境を選ぶということ
5	鶴間	濱田 こころ	ハマダ ココロ	自分になにかできること
6	引地台	阿部 眞実	アベ ミノリ	大和市は財政難？
7	上和田	小野寺 結	オノデラ ユイ	愛犬から学ぶこと
8	南林間	達橋 美月	タツハシ ミヅキ	自分を好きになりたい！
9	下福田	竹内 さわ	タケウチ サワ	わたしの夢
10	聖セシリア	甲斐 美如	カイ ミコト	私が生まれ育っている、大和市

【高校生の部】

NO	学校名	氏名	カナ	題名
1	大和	長瀬 琉加	ナガセ ルカ	話したい、みんなと
2	大和南	横山 ゆき	ヨコヤマ ユキ	農家の娘
3	聖セシリア	宮代 真緒	ミヤダイ マオ	小さな優しさがもたらすこと

大和市青少年育成活動推進者表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、大和市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）が主催する大和市青少年健全育成大会（以下「健全育成大会」という。）において、大和市青少年育成活動推進者を表彰することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、職務として行うもの以外で青少年育成活動に携わり、その功績が顕著な者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 青少年団体又は青少年育成団体の指導・育成強化に尽力し、その功績が顕著なもの
- (2) 青少年の非行防止活動に尽力し、その功績が顕著なもの
- (3) 青少年の文化・レクリエーション活動の推進に尽力し、その功績が顕著なもの
- (4) 社会環境浄化活動に尽力し、その功績が顕著なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成、非行防止に関し、多大の功績があったもの
- (6) その他、表彰に値すると協議会が認めたもの

2 表彰の対象となる活動の期間は、当該年度を含め通算して5年以上とする。ただし、特別の功績があるときはこの限りではない。

(被表彰者の推薦)

第3条 被表彰者は青少年関係団体等の長及び自治会長が、「大和市青少年育成活動推進者被表彰候補者推薦書」により協議会の会長に推薦する。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会が選考の審査を行い、協議会の審議を経て会長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 表彰を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、健全育成大会において行う。ただし、特別の事情があるときは、他の日において行うことができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年 1月 4日から施行する。

2 施行日前の表彰については、昭和54年4月1日施行「大和市青少年育成活動推進者表彰要綱」の規定により表彰した後、この要綱は廃止する。

大和市青少年育成活動推進者 被表彰候補者 推薦書

年 月 日

大和市青少年問題協議会会長
大和市長 古谷田 力 あて

名 称

推薦者（団体）氏 名

（代表者名）

住 所

電 話 （ ）

令和7年度被表彰候補者として、次の者を推薦します。

フリガナ		男 ・ 女	生年月日 年 月 日
氏 名			
現 住 所	TEL ()		
職 業	会社員・公務員・パート・自営業・無職・その他 ()		
業績の概要	(表彰要領第2条第1項第 号に該当)		
活 動 歴	平成・令和 年 月～ 年間活動		
現在の所属団体 及び役職等			
賞 罰 等			
推薦者の意見			

大和市青少年善行ほう賞要領

(目的)

第1条 この要領は、大和市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）が主催する大和市青少年健全育成大会（以下「健全育成大会」という。）において、大和市青少年善行ほう賞（以下「ほう賞」という。）によりその善行を賞することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(ほう賞の対象)

第2条 ほう賞は、大和市内に在住又は在学・在勤している20歳未満の青少年で、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 隣人、友人など特定の人に対する援助に尽くしたもの
- (2) 社会福祉施設又は社会的弱者に対する慰問激励、各種奉仕活動やこれらの者に対する金品の寄付その他により社会福祉に尽くしたもの
- (3) 子ども会の指導、年少者の教育、非行少年の善導などに尽くしたもの
- (4) 人命の救助救急看護など顕著な功績があったもの
- (5) 家庭又は親族間における徳行、勤儉力行などで顕著な功績があったもの
- (6) 清掃美化その他環境衛生の保持改善に継続的に尽くしたもの
- (7) 交通整理、水難防止その他事故防止に継続的に尽くしたもの
- (8) 芸術、文化、スポーツの振興に貢献したもの

2 ほう賞の対象となる活動の期間は、概ね1年以上とし今後活動が継続される見込みのあるものとする。ただし、前項（4）の場合及び特別の功績があるときにはこの限りではない。

(被ほう賞者の推薦)

第3条 被ほう賞者は、市内小・中学校長及び高等学校長、自治会長、青少年関係団体の長が、「大和市青少年善行ほう賞推薦書」により協議会の会長に推薦する。

(被ほう賞者の決定)

第4条 被ほう賞者は大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会が選考の審査を行い、協議会の審議を経て会長が決定する。

(ほう賞の方法)

第5条 ほう賞は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 ほう賞を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

(ほう賞の時期)

第6条 ほう賞は、健全育成大会において行う。ただし、特別の事情があるときは、他の日において行うことができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成24年12月 1日から施行する。

2 施行日前のほう賞については、昭和61年6月1日施行「大和市青少年善行ほう賞要綱」の規定によりほう賞した後、要綱は廃止とする。

大和市青少年善行ほう賞推薦書

ふ り が な 氏 名 (グループ名)		男・女
生 年 月 日 (グループ設立年月日)	年 月 日	在 学 校 名 ・ 学 年 又 は 勤 務 先
住 所 及 び 連 絡 先 (グループ代表者の住所等)	電 話 ()	
推 薦 理 由 (よい行いの内容) <u>表彰要領第2条第1項第</u> <u>号に該当</u>		

上記のとおり推薦いたします。

年 月 日

大和市青少年問題協議会会長
大和市長 古谷田 力 あて

推薦者(団体) 名 称

氏 名
(代表者名)

住 所

電 話 ()

4. 表彰など

- ・学校推薦された児童生徒は11月に開催する大和市青少年健全育成大会において表彰します。
- ・学校推薦された児童生徒のうち、小・中・高校生各1名を選出し朗読発表していただきます。
- ・応募者全員に応募記念品を進呈します。

5. 作文集「明るくたくましく」の配布

学校推薦された作文を作文集「明るくたくましく」として編集し、大会関係者並びに青少年育成関係者及び各学校へ参考資料として配布します。

6. 応募上の注意

- ・応募作文は自作の未発表のものに限ります。
- ・応募作文の使用権は、大和市に帰属します。
- ・応募作文の返却は行いません。
- ・応募作文に記載されている個人情報、作文集「明るくたくましく」の編集に必要な範囲内で利用します。

※各校で学校推薦1点を選定してください。

(学校推薦された作文については作文集に掲載されます。掲載にあたり、該当児童生徒には、指定用紙へ油性ボールペンで清書をお願いいたします。学校推薦の作品については、学校名・学年・氏名について、広報等にて発表を行う場合があります。)

※学校推薦の1作品の他、応募者全員に参加賞を進呈するため、学年、氏名(ふりがな)が記載された名簿(様式自由)をご提出いただきますよう、お願いします。

7. 問い合わせ先

大和市こども部 こども青少年みらい課 こども青少年育成係
(市民活動拠点ベテルギウス内・第3月曜休館)

住 所：大和市深見西1-2-17

電 話：260-5224

FAX：261-4900

青少年相談室 令和7年度4月～8月事業実施状況

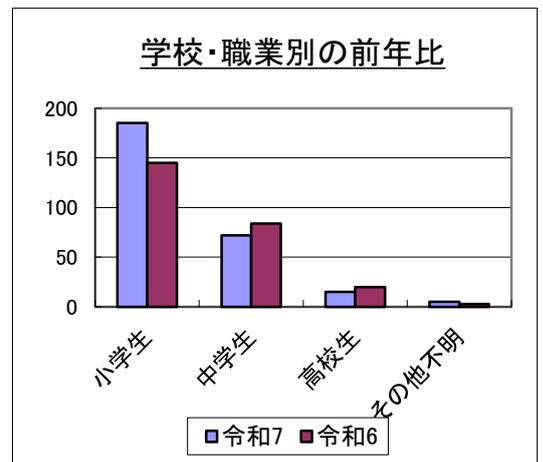
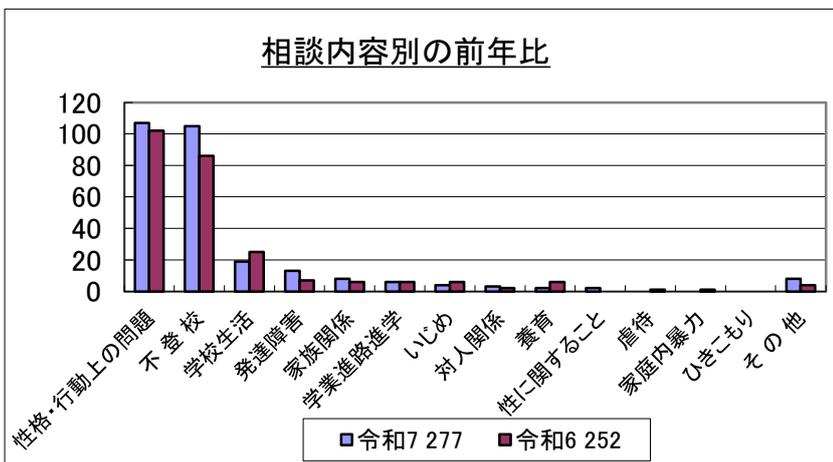
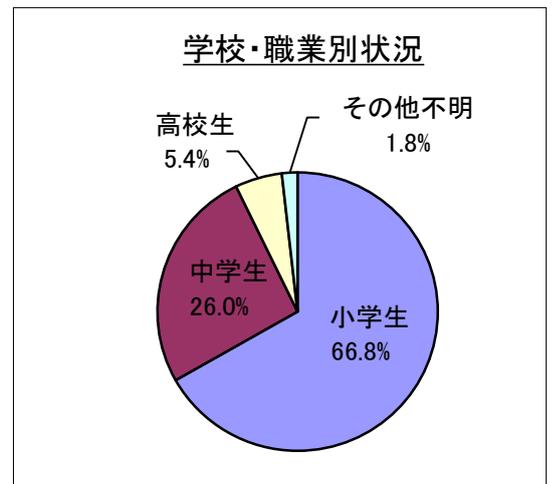
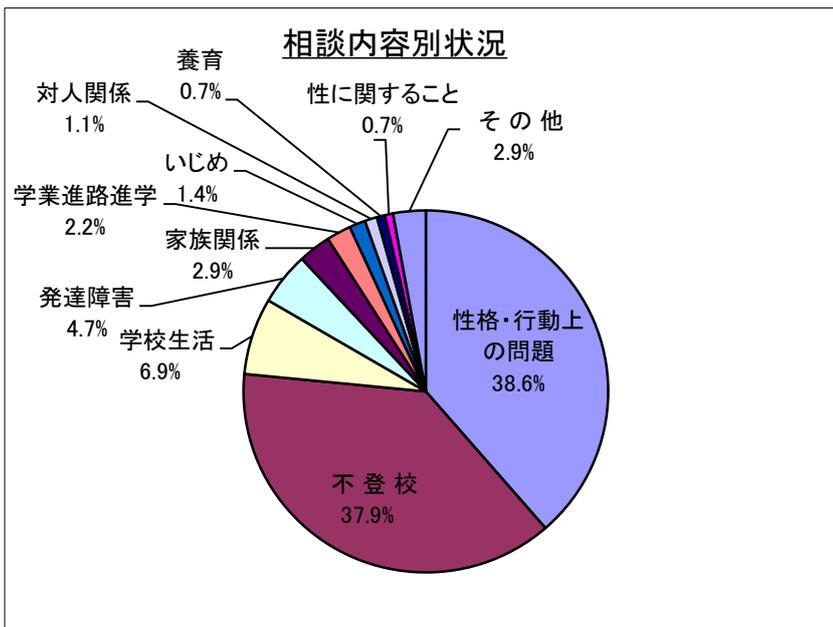
(1) 青少年相談(電話・来室)

青少年自身の悩み、青少年が起こす問題行動に悩む保護者などから電話相談・来室相談を受け、その課題解消を支援しています。また、受理された相談のうち、長期的に相談する必要があると認められたケースについては、相談者と話し合いのうえ、継続的に相談を行っています。

令和7年度8月末までに新規に受理した相談件数は277件でした。青少年相談室での来室相談件数が減少し、各小学校に派遣している教育相談員の相談件数と青少年相談室での電話が増加しています。中学校には、県費によるスクールカウンセラーが、都合、全中学校に2日間の配置となり、相談体制が充実してきていることから、中学校が中心となる室の相談が減少したと分析しますが、緊急性のあるもの、要因が複雑に絡み合っているものについては相談室の青少年心理カウンセラー等での対応となっています。

相談内容別状況をみると、「性格・行動上の問題」107件(38.6%)、「不登校」105件(37.9%)の2主訴で全体の約7割以上を占めています。

学校・職業別状況をみると、「小学生」185件(66.8%)、「中学生」72件(26.0%)で全体の約9割を占めています。「小学生」の相談件数の中では、「性格・行動上の問題」が88件で、「中学生」の相談では、「不登校」が43件で、相談件数のトップでした。



(2) 教育支援教室「まほろば教室」

不登校児童・生徒を対象に相談活動、学習支援、人間関係づくりを中心に、児童・生徒の「社会的自立」を目指した支援等を組織的、計画的に実施しています。その過程の中で、学校への登校を支援することも一つの目的としています

また、不登校児童・生徒の継続相談の延長として、相談員が児童・生徒の状況やニーズに応じて個別に関わるとともに、保護者との面談も随時行いつつ、社会的自立に向けた支援を行っていきます。

◎令和7年度4月～8月 1日当たりの利用人数

月	4月	5月	6月	7月	夏季	9月	10月	11月	12月	冬季	1月	2月	3月
R7	11.8	12.2	13.6	15.1	6.3								
R6	8.9	9.9	11.2	11.9	6.0	12.3	12.9	14.0	15.1	6.2	17.5	18.5	14.9

◎利用者総数(8月末現在) 67名 ※昨年度末 60名

◎通室児童・生徒の学年内訳(8月末現在)

- ・小学校2年 男子 1名 女子 0名
- ・小学校3年 男子 2名 女子 1名
- ・小学校4年 男子 3名 女子 5名
- ・小学校5年 男子 4名 女子 2名
- ・小学校6年 男子 7名 女子 6名 合計 31名 男子 17名 女子 14名

- ・中学校1年 男子 1名 女子 7名
- ・中学校2年 男子 4名 女子 8名
- ・中学校3年 男子 7名 女子 9名 合計 36名 男子 12名 女子 24名

(3) 街頭補導活動

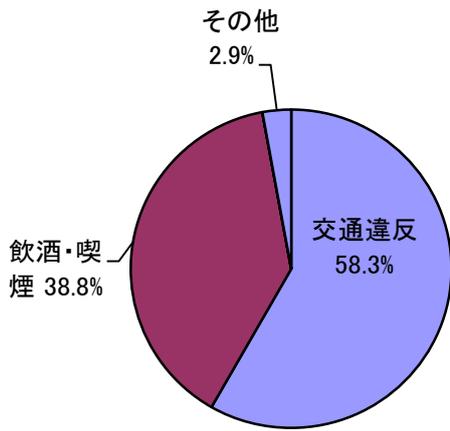
青少年の非行を早期発見・早期指導により未然に防止するため、青少年街頭指導員(2名)が駅周辺、公園やゲームセンター等、非行の行われやすい場所を毎日巡回し補導活動を実施しています。また、市が依頼している青少年相談員(38名)の方々も、青少年の非行防止のため市内4地区を月8回程度巡回して、指導・声かけをしています。「大和市民まつり」「大和阿波おどり」や地域の祭礼などについても、特別街頭補導を行っています。

なお、今年度も夜間パトロールを、7月から9月の間、子どもが溜まりそうな公園・コンビニ等を中心に実施しています。また、今年度も10月以降(～1月)も夜間パトロールを継続する予定です。

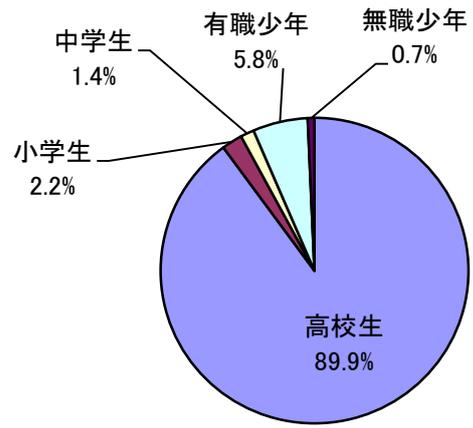
令和7年度4月から8月の補導人数は139人で前年度と比較して、5人減少しました。補導の行為別状況を見ると、「暴走行為等交通違反」が81人と全体の約60%を占め、主に高校生による自転車の規則違反です。ここ数年、喫煙・飲酒の数が増加してきています。これも高校によるものがほとんどです。

対象となる少年の学校・職業別の状況を見ると、「高校生」が125人(89.9%)と大多数を占めており、次いで「有職少年」8人(5.8%)であり、小中学生は合わせて5人(3.6%)です。

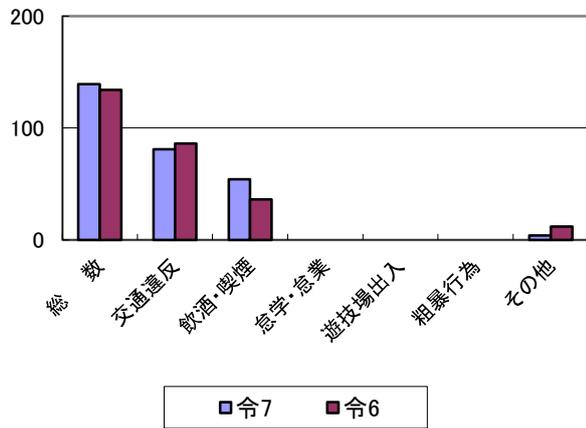
行為別状況



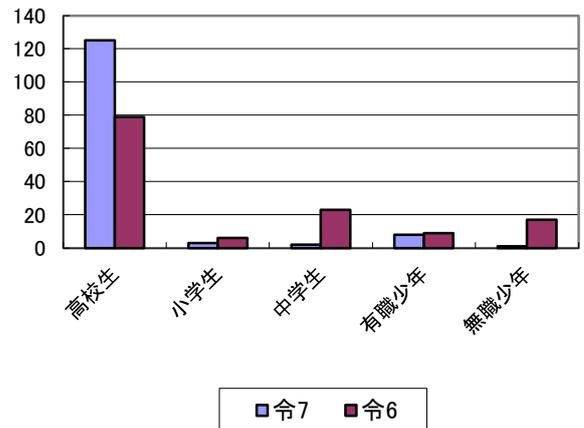
学校・職業別状況



行為別の対前年比



学校・職業別の対前年比



1 大和警察署管内 刑法犯認知状況

資料3-2

刑法犯(罪種別)の認知状況

(件)

年	罪種別 凶悪犯	粗 暴 犯					小計	窃盗犯	知 能 犯			小計	風俗犯	その他	合計
		暴行	傷害	脅迫	恐喝	その他			詐欺	横領	その他				
令和6年	13	29	38	3	2	0	72	905	111	4	1	116	33	129	1268
令和7年	7	38	33	3	4	0	78	947	95	4	3	102	40	113	1287
増 減	-6	9	-5	0	2	0	6	42	-16	0	2	-14	7	-16	19



[特徴と傾向]

- 1 刑法犯の総数は1287件で、前年より+19件(約+1.5%)増加している。(1日当たりの発生件数約5.3件)
- 2 窃盗犯が刑法犯全体の約73.6%を占めている。
- 3 特殊詐欺は、61件、前年同期比+14件(昨年合計83件)

[侵入盗の認知状況]

(件)

年	罪種別	空き巣	忍込み	居空き	金庫破り	学校荒し	病院荒し	給油所荒し	事務所荒し	出店荒し	工場荒し	更衣室荒し	倉庫荒し	その他	侵入盗合計
		令和6年	30	3	0	1	1	0	1	5	5	3	0	5	35
令和7年	20	5	2	1	0	0	0	3	3	0	0	3	29	66	
増 減	-10	2	2	0	-1	0	-1	-2	-2	-3	0	-2	-6	-23	



[非侵入盗の認知状況]

(件)

年	罪種別	自動車盗		オートバイ盗		自転車盗		車上ねらい		ひったくり	置引き	部品ねらい	自販機ねらい	色遣ねらい	工事場ねらい	万引き	職場ねらい	その他	非侵入盗合計			
		キ	小	キ	小	施	錠	施	錠													
		あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし													
令和6年	2	11	13	12	22	34	91	194	285	13	16	29	0	18	29	0	6	9	226	11	156	816
令和7年	1	14	15	25	37	62	86	206	292	6	18	24	0	25	37	1	18	34	226	8	139	881
増 減	-1	3	2	13	15	28	-5	12	7	-7	2	-5	0	7	8	1	12	25	0	-3	-17	65

2 大和警察署管内 少年非行の概況

[検挙状況(触法少年を含む)]

(人)

区分	凶悪犯	粗 暴 犯				窃 盗 犯							その他	内(占脱)	刑法犯合計			
		暴行	傷害	脅迫	恐喝	自動車	オートバイ	自転車	車上狙い	部品狙い	万引き	置引き				ひったくり	その他	
令和6年	0	0	3	0	0	0	6	7	0	0	4	0	0	4	21	8	4	32
令和7年	0	1	6	0	0	0	6	1	1	0	8	1	0	0	17	14	1	38
増 減	0	1	3	0	0	0	0	-6	1	0	4	1	0	-4	-4	6	-3	6



[特徴と傾向]

- ・ 刑法犯検挙被疑者の約11%が少年である。
- ・ 窃盗犯検挙被疑者の約9%が少年である。

[補導状況]

(人)

区分	飲酒	喫煙	薬物乱用	粗暴行為	刃物所持	金品要求	金品持出	性的悪戯	暴走行為	家出	無断外泊	深夜徘徊	怠学	性的行為	不良交友	不健全娯楽	迷惑行為	合計
令和6年	74	508	0	0	1	0	0	0	0	2	0	588	37	0	0	0	28	1238
令和7年	29	396	5	9	0	2	6	2	2	32	3	354	11	0	19	1	56	927
増 減	-45	-112	5	9	-1	2	6	2	2	30	3	-234	-26	0	19	1	28	-311

3 防犯対策

(1) 犯罪の起きにくい社会の実現に向けた対策の推進

- ・ 防犯カメラを始めとした防犯環境の整備
- ・ 管内における警戒の強化
- ・ 特殊詐欺の防犯対策の強化

(2) 非行少年を生まない社会づくりの推進

- ・ 少年非行の防止と立直り支援活動
- ・ サイバー空間を含む有害環境の浄化
- ・ ボランティア団体との連携

